第1条（会員）

会員は、きぬやメンバーズカード会員特約（以下「本特約」という。）及びセディナクオークハウスカード会員規約（以下「会員規約」という。）を承認の上、入会を申し込みます。

第2条（提携会社）

会員規約第1条の提携会社を株式会社きぬや（以下「提携会社」という。）とします。

第3条（提携会社での利用の場合の支払方法）

会員規約第20条（1）の加盟店の支払方法は次のとおりです。

（1）カードショッピングの利用代金の支払方法は、利用月の翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払のうちから会員がカード利用の際に指定した方法によるものとします。会員が特に指定しなかった場合は翌月1回払とみなします。

（2）会員が翌月1回払、2回払、回数指定分割払、ボーナス一括払、ボーナス2回払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率等は下表のとおりとなります。また、ボーナス併用分割払の場合は、実質年率が下表と異なる場合があります。ボーナス併用分割払のボーナス加算月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のうちから会員がカードショッピング利用の際、指定した月とします。ボーナス加算月の加算総額は、当該カードショッピング利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割（ボーナス支払月の加算額は1,000円単位で均等分割できる金額とします。）し、その金額を毎月の均等支払額に加算してお支払いいただきます。

(a)支払回数（回）	1	2	3	6	10	12
(b)支払期間（ヵ月）	1	2	3	6	10	12
(c)実質年率（%）	0.00	0.00	11.96	10.20	8.63	8.75
(d)利用代金100円当たりの手数料の額（円）	0.00	0.00	2.00	3.00	4.00	4.80

(a)支払回数（回）	15	18	20	24	30	36
(b)支払期間（ヵ月）	15	18	20	24	30	36
(c)実質年率（%）	8.85	8.91	8.93	10.68	10.41	9.90
(d)利用代金100円当たりの手数料の額（円）	6.00	7.20	8.00	11.50	14.00	16.00

(a)支払回数（回）	42	48	54	60	ボーナス一括払	ボーナス2回払
(b)支払期間（ヵ月）	42	48	54	60	1～7	5～12
(c)実質年率（%）	9.03	8.89	8.85	8.81	0.00	0.00
(d)利用代金100円当たりの手数料の額（円）	17.00	19.20	21.60	24.00	0.00	0.00

（例）利用代金　100,000円　12回払

手数料　100,000円×4.8円÷100円＝4,800円

支払総額　100,000円＋4,800円＝104,800円

第1回分割支払額　9,100円

第2回以降分割支払額　8,700円

（3）ボーナス一括払の支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月とします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限らせていただき、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は、1ヵ月から7ヵ月とします。

（4）ボーナス2回払の支払月は、夏期6月、7月、8月、冬期12月、1月のいずれかの組合せとします。なお、お取扱期間は会社所定の期間に限ら

せていただき、ボーナス月の支払金額は利用代金と手数料を合算した額の2分の1ずつを支払うものとし、端数が発生する場合は初回の支払月に算入し支払うものとします。ただし、利用できる期間および金額については指定があります。この場合、手数料はいただきません（実質年率0.00%）。支払期間は5ヵ月～12ヵ月とします。

(5) (2) (c) (d) の実質年率及び手数料並びに (3) (4) の手数料については、金融情勢の変化などにより変更できるものとし、別途会員あてに通知するものとします。

第4条（規約の適用等）

(1) 会員は、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されることを予め承認します。また、本特約が会員規約と重複する事項については、本特約を優先します。

(2) 会員規約第17条の規定は、本特約を変更する場合に、これを準用します。

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

ＳＭＢＣファイナンスサービス株式会社
〒460-8670 名古屋市中区丸の内三丁目23番20号